

# 日本統治時代初期台湾の第一次蘭嶼調査に関する研究

足 立 崇

A study on the first investigation of *Lan Yu* in the beginning  
of Japan rule age Taiwan

ADACHI Takashi

## Abstract

*Lan Yu* (Orchid Island in English) is a small island, 74km off the southeast coast of Taiwan. In this island the Yami situate their villages in gentle slopes at the foot of mountains. When it was under Japanese occupation (1895–1945), the Japanese Government established a police station and schools in *Lan Yu*. But the Yami culture remained for five decades. It is because going to the island was limited by Japanese Government. It is in 1897 that Japanese Government made the first investigation of *Lan Yu*. In this paper I will clarify the details of this investigation.

**Key Words :** 台湾 蘭嶼 ヤミ族 依岡省三 佐野友三郎 成田安輝  
Taiwan Lanyu Yami Yorioka Shozo Sano Tomosaburo Narita Yasuteru

## 1. 序

台湾の南端から東へ74kmのところに周囲38.4kmの蘭嶼という火山島がある。ここにはヤミと呼ばれる台湾の先住民<sup>1)</sup>が生活している。蘭嶼に滞在しているとヤミの老人から

---

平成19年2月15日 原稿受理

大阪産業大学 工学部 環境デザイン学科

1) 台湾の先住民にはアタヤル族、サイシャット族、ツォウ族、ブヌン族、ルカイ族、パイワン族、アミ族、プユマ族、ヤミ族の九族がいる。これらの人々は現在法的に「原住民族」と総称されている。またその他の先住民として、清朝末までに清朝に帰順して漢族の文化を受容していたケタガラン族、ルイラン族、カバラン族、タオカス族、パゼッペ族、パボラ族、バブザ族、ホアニヤ族、シラヤ族もいる。これらの人々は「原住民族」と区別して↗

日本語で話しかけられることがある。彼等は子供の頃、日本が設立した教育所で日本語教育を受けていた人たちである。蘭嶼で日本語教育が開始されたのは台湾本島にくらべて遅く、イモロッドという村落に教育所が設立されたのは1923年、全島の子供が教育所で教育を受けるようになったのはそれから10年後の1933年であった。日本語教育は1945年の教育所閉鎖によって終了するが、その後、半世紀以上たった今でも訪れた日本人に対し日本語で話しかけ、昔の話などを語ってくれる。彼等にとって外部からやって来た当時の日本人は様々な意味で強烈な印象を残したようである。

16世紀半ばまで、台湾本島は先住民とわずかの漢族系の移住民が生活する島であった。しかし1624年にオランダが、1626年にスペインがそれぞれ台湾本島を占領するようになると、にわかに台湾本島をめぐる争いが活発化してくる。1642年にはオランダが台湾からスペインを追放し、1661年には鄭成功がオランダを追放する。さらに1683年には清王朝が鄭氏政権を滅ぼし、台湾を福建省台湾府とした。17世紀の台湾をめぐるめまぐるしい動きのなかで対岸の中国（とくに福建や廣東など）からは漢族系の人々が多く移住するようになり、漢族系の移住民による台湾本島支配が確立するにつれ、先住民は同化するか移住せざるを得なくなっていた。一方、フィルピン北部のバタン諸島では17世紀後半にはスペイン人の宣教師が入り込み、住民の多くがキリスト教に改宗させられていった。また1783年にはスペイン軍が進入してバタン諸島を征服した。こうした周辺状況にあって、台湾本島とバタン諸島との間に位置する蘭嶼は外部の支配を受けることなく、そこに生活するヤミの人々によって独自の文化が育まれていた。

そのようななか1871年、台湾南部先住民が琉球漂流民を殺害する事件（牡丹社事件）が起こる。日本はこれを理由に1874年最初の海外派兵である台湾出兵を行う。さらに、1894年にはじまる日清戦争に日本が勝利すると、1895年日清下関講和条約の締結によって日本に台湾が割譲されることとなる。こうした国際状況の変化にともない、蘭嶼ヤミの人々もいやおうなく外部の支配を受けることになる。

近年台湾ではヤミの人が体験してきた歴史を口承や当時の史料をもとに記述する試みがあらわれている<sup>2)</sup>。しかし、そこには日本が台湾統治を始め、蘭嶼で調査を始めた頃のこ

---

▼「平埔族」と総称されている。ここでいう先住民とはこれら「原住民族」と「平埔族」をあわせた人々である。ちなみに、ヤミの人々の名称に関して、近年台湾では、鳥居龍蔵が1897年に最初の人類学的調査をおこなったときにつけた「ヤミ（雅美）」でなく、ヤミ語で「人」(tao) を意味する「タオ（達悟）」とよばれることもあるが、日本では「ヤミ」のほうが一般的であるため、「ヤミ」の名称を用いることにする。

2) 余光弘・董森永,『台灣原住民史 雅美族史篇』,臺灣文献獻委員會,1998  
陳建年監修,『臺東縣史雅美族篇』,臺東縣政府,2001

とについては詳しい記述があまり見られない。これまで台湾統治初期の蘭嶼調査として、鳥居龍藏による人類学的調査（1897年10月～12月）は注目されていたが、それ以前の日本政府による調査隊の派遣や、その内容についてはあまり触れられてこなかった。それは当時のことを知る人が生存しないためでもあるし、公文書の整理がまだそれほど進んでいなかつたためもある。しかし、近年台湾の国史館台湾文献館によって『台湾総督府公文類纂』の整理、電子情報化が進み、中京大学社会科学研究所も共同して公文書の目録が作成され、当時の公文書の姿も明らかになってきている<sup>3)</sup>。とくに中京大学社会科学研究所・国史館台湾文献館監修の『日本領有初期の台湾 一台湾総督府文書が語る原像一』（2006）には、ここで扱おうとしている台湾統治初期の蘭嶼調査に関する公文書とその解説が含まれており、本稿もこれに多くを負っている。ここではそうした総督府の公文書やそれを整理した文献、『理蕃誌稿』<sup>4)</sup>などから蘭嶼に関連する事項を抽出し、それまで外部に対し比較的閉じていたヤミの共同体が、日本という近代国家にどのように組み込まれることになったか、またその当時のヤミの居住環境がどのようなものであったかを明らかにしていきたい。尚、史料の多くは旧漢字、片仮名表記の文章になっているが、読みやすくするためにおおむね現行漢字に改めてある。また、清代、日本統治時代を通じて蘭嶼は「紅頭嶼」と呼ばれ、第二次大戦後に「蘭嶼」と変更された。そのため、本文中「紅頭嶼」と「蘭嶼」が混在していることをあらかじめことわっておく。

## 2. 日本による蘭嶼領有の経緯

日本が蘭嶼を領有することになった経緯については、概略が『理蕃誌稿』に次のように

### 3) 『台湾総督府公文類纂』、国史館台湾文献館蔵

中京大学社会科学研究所・中華民国台湾省文献委員会（現：国史館台湾文献館）監修、『台湾総督府文書目録』第1卷～第19卷、ゆまに書房、1993-

中京大学社会科学研究所・国史館台湾文献館 監修『日本領有初期の台湾 一台湾総督府文書が語る原像一』、創泉堂出版、2006

### 4) 『理蕃誌稿』は台湾総督府警務本署が1885年から1925年までの「理蕃政策」の沿革を記した書である。「理蕃政策」に関する公文書を編纂したもので編年体で記されている。全5編あり、第1編（1885～1902）と第2編（1903～1909）は伊能嘉矩が、第3編（1909～1915）は猪口安喜が、第4編（1915～1920）は原田倭が、第5編（1921～1925）は桂長平が編者となっている。本稿では1995年に南天書局から復刻刊行されたものを利用している。

台湾総督府警察本署（伊能嘉矩編）、『理蕃誌稿』第1巻、1918（1995 南天書局）

台湾総督府警務局（猪口安喜編）、『理蕃誌稿』第2巻、1921（1995 南天書局）

台湾総督府警務局（原田倭編）、『理蕃誌稿』第3巻、1932（1995 南天書局）

台湾総督府警務局（桂長平編）、『理蕃誌稿』第4巻、1938（1995 南天書局）

記されている。

台灣ノ東海岸卑南ヲ距ルコト東南海上約四十海里北緯二十二度東経百二十一度ノ位置ニ一島アリ即チ紅頭嶼ナリ西人ハ之ヲ「ボテル、トバコ」ト称ス奮清国新府時代ニ於テハ久シク之ヲ化外ニ委セシガ光緒三年ニ及ビ之ヲ版図ニ帰入スルノ儀アリ同年三月恒春撫墾委員ハ命ヲ奉ジテ斟查ノ途ニ上リ乃チ之ヲ恒春縣ノ管轄ニ属セシメタリ下ノ関條約ヲ締結セラル、ヤ台灣本島ノ外附属諸島ヲ挙ゲ我ガ國ニ割讓スルコト、ナリシヲ以テ紅頭嶼ハ当然我ガ版図ニ帰セシト雖モ其ノ地ノ遠隔セルト其ノ住民ノ尙ホ未化ノ蕃族ナリシトニ因リ實地ノ斟查ヲ為スニ至ラズシテ明治二十九年ノ終末ニ及ベリ是ヨリ先キ二十八年八月七日帝国外務大臣ト帝国駐劄西班牙国特命全權公使トノ間ニ太平洋ノ西部ニ於ケル両国版図ノ所領權ヲ明確ニスルヲ必要トシ數々協議ヲ累ネ一ノ宣言ヲ為セリ<sup>5)</sup>

国立公文書館に保管されている当時の資料から、スペインが境界線の設定を認めるよう次のように要望してきたことが分かる。

西班牙国臨時代理公使「カーロ」氏ハ一千八百九十五年六月十二日外務省ニ於テ侯爵西園寺閣下ニ面謁ノ節其本国政府ノ名ヲ以テ左ノ通り言明セリ  
一、西班牙国政府ハ他ノ諸国ト共ニ日本帝国政府ニ向テ平和回護セシコト及特ニ日本國カ台灣並ニ澎湖群島ヲ占有セラレタルコトニ対シ祝意ヲ表ス  
二、西、日両国政府間ニ於ケル現在ノ好誼ヲシテ繼續セシメンコトヲ希望シ且ツ将来ニ於テ該好誼ヲ傷クヘキ一切ノ困難ノ避ケンカ為メ西班牙国政府ハ日本國カ太平洋「バシー」海峡ノ中央ヨリ南方及南東ニ在ル島嶼ヲ以テ其有ナリトシ又其有トナサントルノ意ナキ旨言明セラレンコトヲ日本國政府ニ希望ス<sup>6)</sup>

日本側はそれにはほぼ同意する形で「西太平洋中ニ在ル日西両国版図ノ境界ニ關スル宣言書」を作成する。

5) 台湾總督府警察本署（伊能嘉矩編），『理蕃誌稿』第1卷，1918（1995 南天書局），pp.250-251

6) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.A01200801900，公文類聚・第19編・1895（明治28年）・第11巻（国立公文書館）

日本統治時代初期台湾の第一次蘭嶼調査に関する研究（足立 崇）

日本国皇帝陛下ノ政府及西班牙国皇帝陛下ノ政府ハ均シク両国間ニ現存スル所ノ好誼ヲ増進セムコトヲ希望シ而シテ西太平洋中ニ在ル両国版図ノ所領權ヲ明確ニ為シ置ケコト右希望ヲ達スルノ一助ナルヘシト信スルヲ以テ之カ為メ両国政府ヨリ委任ヲ受ケタル下名即・・・・・・ハ左ノ宣言ヲ協議決定セリ

第一、此ノ宣言ニ於テハ「バシー」海峡ノ航行シ得ヘキ海面ノ中央ヲ通過スル所ノ緯度平行線ヲ以テ西太平洋ニ於ケル日本国及西班牙国版図ノ境界線トナスヘシ

第二、西班牙国政府ハ該境界線ノ北方及北東方ニ在ル島嶼ヲ以テ其ノ有ナリトスルコトナキ旨ヲ宣言ス

第三、日本国政府ハ該境界線ノ南方及南東方ニ在ル島嶼ヲ以テ其ノ有ナリトスルコトナキ旨ヲ宣言ス

年 月 日東京ニ於テ宣言書二通ヲ作り之ニ記名スルモノナリ<sup>7)</sup>

宣言書などに蘭嶼（紅頭嶼）の名は記されてないが、おそらく日本が最初に蘭嶼を意識するようになったのは、この頃であったと考えられる。スペインとの領有境界線が確定し、名実ともに蘭嶼が日本の領土になると、民間人で蘭嶼に探検を申し出る者も現れるようになる。台湾総督府公文類纂にはそれを示す文書がある。その最初期のものが次の文書である。

紅頭列嶼渡島移住願

東京市四ツ谷区塩町壱丁目拾壱番地 士族

上田毅門

東京府下小笠原島母嶋沖村百三十六番地 士族

依岡省三

茨城縣水戸市水戸上市並松町貳番地 平氏

當時台北府前町四丁目拾五番戸澤井市蔵方寄留

鈴木幸吉

私共儀

從來拓地殖產及漁業等ニ熱心ニ有之熱帶地方ノ諸島探検ノ為メ屢々航海罷候際仄カニ聞ク処ニヨリ又ハ水路誌等ニ就キ取調候處大略北緯貳拾貳度以北東経百貳拾壹度以東ニ位スル紅頭列嶼ハ拓地殖產漁業等ニハ最モ適當ナル趣ニ有之實地探検踏査相遂ケ度

7) 同上

兼テノ希望ニ有之候幸ニ我帝国ノ版図ニ帰属スルノ盛運ニ遭遇セシヲ以テ同士ノ者ヲ糾合シ該島ニ移住シ拓地殖産ノ業ヲ相當シ公私ノ利益ヲ相謀リ度志願ニ有之右渡島移住之儀御許可被成下候上ハ法律御命令ヲ遵奉シ官地又ハ今後御用地ニモ属スヘキ地所從来該当ニ棲息スル土人ノ開拓所有ニ係ルモノハ毫モ侵害スルコトナク全ク不毛ノ地ヲ開拓シ人心ヲ安堵セシメ専ラ親愛ヲ旨トシ彼等嗜好需要トナルヘキ物品ヲ輸送シ彼等ノ製產ニ係ル物品ニシテ内地及台灣其外諸海外ノ需要トナル物品ト交換シ之レヲ輸出シ彼我ノ利益ト便宜ヲ相謀リ各生活ノ方法ヲ相立其業ニ安レ度志願ニ有之候間何卒応分ノ御保護ヲ仰キ相当ノ船舶ヲ以テ渡島直ニ該地ニ居住仕度候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ右願意御聽許被成下度連署ヲ以此段奉願上候也

右

明治廿九年八月廿六日

上田毅門

依岡省三 代印

鈴木幸吉

台灣總督子爵桂太郎殿<sup>8)</sup>

依岡省三と上田毅門はこれより前の1896年（明治29年）2月22日にも連名で「紅頭列嶼渡航願」を台灣總督樺山資紀あてに提出している。依岡省三は1865年（慶應元年）高知の生まれで、山内家累代家臣の依岡家6代の孫にあたる。板垣退助組織する立志社の分社共行社の共行義塾塾生として青年時代を過ごし、高知県会の書記、高知新聞の編集にもたずさわっている。その後、1888年に上京し当時の通信大臣榎本武揚の知遇を受け、通信省所属の明治丸によって小笠原島、八丈島、火山列島を探査し、翌1889年には小笠原母島に至り、硫黄島の探査を企て、同島を日本国の版図に編入することを当局に進言している。翌1890年には田口卯吉らと南島商会を設立し、南洋開発事業に着手しようとし、南島商会解散後の1892年には軍艦比叡に便乗しオーストラリア、南洋諸島を視察している。1895年には南洋貿易の途を開く目的で甥を小笠原諸島、南洋諸島に出航させるが、難破し甥は行方不明になっている。

依岡が蘭嶼への渡航を願い出たのは、南洋貿易を志しながら思うに任せないでいたそのような時期であった。蘭嶼調査の「便乗許可者人名」<sup>9)</sup>には、拓地殖産漁業調査をする者

8) 『台灣總督府公文類纂』, 21卷, 4538冊-11号, pp.63-64, 1896, 国史館台灣文献館蔵

9) 『台灣總督府公文類纂』, 乙種永久保存, 148冊-1号, pp.27-28, 1897, 国史館台灣文献館蔵

として依岡省三と上田毅門の名が並記されている。またこのほかにも新聞記者や医者、漁業関係者など複数の名が記されている。依岡が実際に蘭嶼に行き、調査を行ったか定かでないが、『依岡省三傳』にはその頃のことが次のように記されている。「台灣が我領土となるや同島附近の紅頭なる孤島を開拓せんとし苦心經營したが、當時政府の方針は時期尚早として許可しなかつたのでこれまた中途にして止むの余儀無きに至つた。」<sup>10)</sup>

ちなみに、その後依岡は1899年に大東島に渡航し、そこを開拓して製糖事業を創始している。そして紀州に10年間移り住み牧畜業を営み、捕鯨会社を起こしている。しかし南洋貿易の夢を捨てたわけではなく、1910年には金子良吉その他有力者の支援を得て当時のオランダ領ビンタン島を開拓するため渡航視察し、さらに、その年ボルネオ島に渡航し、ゴム、甘蔗、椰子などの栽培のための土地租借願いをサラワク政府に出願している。しかし一時帰国の途上風土病にかかりてしまい、帰国後京都大学病院に入院し一時軽快に向かうが、翌1911年に病状が悪化し帰らぬ人となった。享年57歳。その後、依岡省三の遺志を継いだ弟省輔らによって日沙商会がサラワクに設立され、租借したサラワクの土地を開墾しゴム園を経営し、着々と経営成績をあげサラワク国王やその政府の信頼を得て規模を拡大していった。

上田毅門については、『理蕃誌稿』に「九月東京府士族上田某より紅頭嶼の探検を出願せるあり総督府は之に対する許否を決定せざるべからざる必要ありし」<sup>11)</sup>という記述があるだけで、どのような人物であったか定かでない。

ちなみに、1896年9月、総督府府令第三十号によって「蕃地」に自由に出入りすることが禁止されている。

### 府令第三十号

蕃地ニ出入スル者ハ官庁ノ許可ヲ得テ營業ニ從事スル者ノ外所轄撫墾署長ノ許可ヲ受タヘシ違フ者ハ二十五日以内ノ輕禁錮又ハ二十五円以内ノ罰金ニ処ス  
明治二十九年九月一日 台湾總督 子爵 桂太郎<sup>12)</sup>

また、9月7日には勅令第三百三号により紅頭嶼は打狗（高雄）税關の管轄区域と定めら

→ 中京大学社会科学研究所・国史館台湾文献館 監修『日本領有初期の台湾 一台湾總督府文書が語る原像一』、創泉堂出版、2006、pp.332-333

10) 岡成志、『依岡省三傳』、日沙商会、1936、p.23

11) 前掲書5) p.251

12) 台湾總督府、『台湾總督府報』、台湾新報第16号附録、1896年9月1日

『台湾總督府公文類纂』、甲種永久保存、63冊-12号、p.144、1896、国史館台湾文献館蔵

れている<sup>13)</sup>。

以上のように、スペインとの領有境界線が確定し蘭嶼が日本の領土として内外に認められたこと、そしてそれにともない依岡省三や上田毅門といった民間人が、蘭嶼探査のため渡航願いを提出したことにより、日本政府も蘭嶼を実地探査する必要に迫られるようになった。そして1896年12月26日に高島拓殖務大臣によって台湾総督に対し実地調査を要請する次の訓令が発せられる。

其管下紅頭嶼ハバシー海峡中ニ散在スル列島ニシテ西班牙國領ト接壤ノ地位ニ属スルヲ以テ客年八月七日我帝国ト西班牙國ト協議決定シタル宣言ノ次第モアリ且ツ近來一私人ニシテ該嶼探査ノ計画ヲ為ス者モ有之趣ニ付此際該島ノ実査ヲ為シ島民ニハ諭告ヲ發シ帝國領土ノ実ヲ挙示スルノ必要ナルヲ認ム依テ艦船及ヒ官吏ヲ派遣シ實地ノ調査ヲナシ其ノ実況ハ直ニ報告セラルヘシ<sup>14)</sup>

### 3. 第一次蘭嶼調査

高島拓殖務大臣の訓令を受け、1897年になると徐々に実査に向けた動きが見られるようになる。1月には民政軍務両局長から総督府へ次の具申が提出される。

紅頭嶼実査ノ件ニ関シ拓殖務大臣訓令ノ旨趣ヲ實行スル為メ汽船一隻ヲ儀装シ適當ノ人員ヲ搭載シテ該島及ビ付近諸島ノ探査ニ從事セシメラレ可然歟前項御決定ノ上ハ探査員ハ民政軍務両局中必要ノ部課ヨリ適當ノ人物御選命相成尙ホ警備等ノ為メ若干ノ兵員ヲ搭載候様致度尤モ汽船ノ儀ハ海軍御用船福井丸ヲ借用ノ積ニテ同船ハ來二月中旬基隆ニ廻航ノ筈ニ有之候<sup>15)</sup>

この結果、海軍御用船福井丸を借用し文武官及び軍隊を蘭嶼に派遣することが決まり、「紅頭嶼他二島出張員へ命令事項」<sup>16)</sup>が2月3日に裁定されている。これにより民政局からは内務、殖産、財務、土木各部の主任者を特派して実査に従わせることとなり、民政局事務官佐野友三郎がそれら各調査主任者の統督となり、成田安輝が技師としてこれに加わ

13) 台湾総督府, 『台湾総督府報』, 台湾新報第21号附録, 1896年9月17日

14) 中京大学社会科学研究所・国史館台湾文献館 監修『日本領有初期の台湾 一台湾総督府文書が語る原像一』, 創泉堂出版, 2006, p.348

15) 前掲書14) p.348

16) 『台湾総督府公文類纂』, 乙種永久保存, 148冊-1号, pp.2-6, 1897, 国史館台湾文献館蔵

ことになった。佐野は2月10日には「紅頭嶼実査ニ関シ島蕃人へ贈与品購入方ノ件」<sup>17)</sup>という文書を財務部長あてに提出し、さっそく調査の準備を進めている。贈与品については3月9日にあらためて「紅頭嶼他二島土人へ物品贈与ノ件」<sup>18)</sup>の文書が提出されている。そこに記されている贈与品は次のものである。帽子3ダース、赤ペッキ3反、黒ペッキ3反、国旗30旗、瀬戸ボタン96ダース、包丁10挺、鎌10挺、鑓10挺、鍋10挺、金盥10個、ブランデー1ダース、焼酎5ダース、国旗竿30本、巻煙草250袋、マッチ2缶、針125包、赤色ベリ3束、精鑄水20個、宝丹50個、清心丹20個、コロタイン20個、消熱散20個、硫酸規尼涅7号、石炭酸2磅、絆創膏5本、明治30年略本暦5本、荷造用板7枚、釘100匁、ほそ引7束。『佐野友三郎』<sup>19)</sup>年譜によると佐野は1864年(元治元年)武蔵国川越の生まれで、1890年卒業試験のとき一外国人教師を不信任して帝国大学文科大学を退学し、その後、山形県米沢尋常中学校の教師兼教頭、大分県尋常中学校教諭、広島県尋常中学校教諭を経て、1895年(明治28年)に台湾総督府外務部事務嘱託となっている。1896年4月に台湾総督府民政局事務嘱託、6月に民政局事務官となり、総務部外事課に勤務し、8月には総務部文書課を兼務している。蘭嶼への調査を命じられたのはその翌年である。一方、技師として加わった成田安輝は『對支回顧録』<sup>20)</sup>によると1864年(元治元年)鹿児島藩医成田安秩の長男として生まれている。鹿児島中学校、名古屋外国語学校、東京麻布養生塾等に学び、陸軍幼年学校を経て士官学校に進んだが中途退学して身を事業界に投じた。はじめ田中鶴吉の計画に参加し小笠原島で天日製塩、牧場に従事するが、その後天日製塩業視察のため米国に渡り、そのまま留まってアラスカ・トレイドウェル会社に入り鉱業を営み、サンフランシスコでは帝国植物園を開設、またユニオン・パシフィック鉄道会社の保線工事を請け負い土木事業を経営している。日清戦争が勃発すると帰国し、1896年には台湾総督府撫墾署主事及び技師に任じられて拓殖事務に当たっている。蘭嶼への調査を命じられたのはそうした時期である。

『台湾総督府公文類纂』には佐野友三郎事務官と成田安輝技師に対して与えられた命令事項が記載されている。『日本領有初期の台湾』にも記されているが、二人の役割および調査内容を知るために記しておく。

### 紅頭嶼外二島出張員へ命令按

17) 『台湾総督府公文類纂』、2卷、4540冊-9号、pp.72-78、1897、国史館台湾文献館蔵

18) 『台湾総督府公文類纂』、乙種永久保存、189冊-9号、pp.82-84、1897、国史館台湾文献館蔵

19) 石井敦、『佐野友三郎』、日本図書館協会、1981

20) 對支功勞者傳記編纂會編、『對支回顧録』下巻、對支功勞者傳記編纂會、1936

(第一按) 命令書

民政局事務官 佐野事務官

今般紅頭嶼外二島実査ノ為出張ヲ命セラレタルニ付テハ左ノ通心得ヘシ

- 一 民政局出張員（成田技師ヲ除ク）ヲ指揮監督スルコト
- 一 民政局出張員進退ノ統一ニ関スル諸般ノ準備ハ其都度成田技師ニ通知スルコト
- 一 民政局出張員ヨリ軍隊又ハ軍務局出張員ニ交渉ヲ要スルコトアルトキハ一行ヲ代表シテ其任ニ当ルコト
- 一 成田技師ヨリ軍隊又ハ軍務局出張員ニ交渉ヲ要スルコトアルトキハ同技師ニ代リテ其任ニ当ルコト
- 一 該島着ノ上ハ島民ニ対シ明治二十九年十二月二十五日帝国議会開院式ニ際シ下賜ハリタル台灣住民ノ撫育ニ關スル勅語ヲ捧読シ聖旨ノ優渥ナル所以ト兼テ台灣総督府施政方針ヲ示諭スヘキコト
- 一 在島ノ土民及蕃人等ニ便宜国旗ヲ授与シ掲揚セシムルコト
- 一 調査スヘキ要項左ノ如シ
  - 一 外国人渡來若ハ居住ノ形跡ノ有無
  - 二 外国人占領ノ形跡ノ有無
  - 三 外国人密貿易ノ有無
  - 四 該島ト本島トノ交通便否
  - 五 該島ト諸外国殊ニ清國及比律賓群島トノ交通ノ有無
  - 六 該島ノ位置及面積
  - 七 該島民心ノ傾嚮
  - 八 島民ノ人情風俗
  - 九 島民生活ノ情態
  - 十 社寺廟宇ノ状況
  - 十一 住民ノ種類戸数及人口
  - 十二 警察官ヲ派遣スルノ適否
  - 十三 警察官ヲ派遣スルトセハ其ノ位置及之ニ要スル員数
  - 十四 官舎ニ充ツヘキ家屋ノ有無
  - 十五 本島ニ於ケル土匪其他惡漢ノ潜匿ノ有無
  - 十六 住民兵器ノ有無
  - 十七 阿片ノ売買及吸食ノ情況
  - 十八 水產地理及沿革

日本統治時代初期台湾の第一次蘭嶼調査に関する研究（足立 崇）

- 十九 魚介藻ノ種類及其分布、漁船、漁具、漁法
- 二十 漁業ノ組織及經濟
- 二十一 農業物、農業計理及沿革
- 二十二 農業組織及經濟
- 二十三 輸出入品及商工業
- 二十四 海陸運輸交通
- 二十五 度量衡制度ノ有無
- 二十六 山林ノ位置廣袤
- 二十七 山林ノ概況
- 二十八 貨幣制度ノ有無
- 二十九 物品交換売買輸出入ノ方法及見積額
- 三十 島民職業ノ種類及其収益ノ程度
- 三十一 島民ノ公共的負担ノ有無及将来負担シ得ヘキ程度
- 三十二 重要日用品供給ノ方法及其価格並賃金
- 三十三 土地家屋ノ価格及其売買交換ノ方法

以上

(第二按) 命令書

民政局技師 成田安輝

今般紅頭嶼外二島実査ノ為出張ヲ命セラレタルニ付テハ左ニ通心得ヘシ

- 一 民政局出張員進退ノ統一ニ関スル諸般ノ準備ニ付テハ佐野事務官ノ通知ニ従フコト
- 一 軍隊又ハ軍務局出張員ニ交渉ヲ要スルコトアルトキハ佐野事務官ヲ介シテ交渉スルコト
- 一 調査スヘキ要項左ノ如シ
  - 一 植民地ニ適スル土地ノ有無
  - 二 蕃人ノ種類性質及撫育ノ方法
  - 三 山林ノ概況
  - 四 山林ノ位置廣袤
  - 五 岩石ノ構成
  - 六 鉱物ノ有無

以上<sup>21)</sup>

---

21) 前掲書16) pp.3-6, 前掲書14) pp.316-319

この命令書にはさらに「第三按」があり、「佐野事務官及成田技師以外ノ出張員」を対象に出張中は佐野の指揮を受け、各自担当の調査に従事することが明記されている。この調査は1897年3月10日に基隆港を出港し12日から14日にかけてまず緑島（当時の火焼島）で調査を行っている。蘭嶼には15日午後に到着し各自分として調査を行い、19日午前に乗船し、20日に基隆港に帰港している。汽船の都合で蘭嶼での調査はわずか4日間であったため、ここに掲げている調査事項を全て詳細に調べることは困難であったと考えられる。しかし、これらの命令事項だけ見ても、佐野、成田両氏の果たすべき役割がいかに大きなものであったかが分かる。

#### 4. 家屋に関する調査

第一次蘭嶼調査の後、調査にかかわるいくつかの書類が作成され提出されている。主なものを記す。

1897年（明治30年）

4月1日

「近藤技手紅頭嶼、火燒嶼実査復命」<sup>22)</sup> 台湾總督府公文類纂（191冊-21号）

4月5日

「紅頭嶼及火燒嶼地図配布ノ件」<sup>23)</sup> 台湾總督府公文類纂（第4門文書 第6類図書民総第494号）

4月20日

「紅頭嶼施政ニ関スル成田技師意見」<sup>24)</sup> 台湾總督府公文類纂（148冊-6号）

4月21日

「紅頭嶼及火燒嶼写真一組海軍部ヨリ送付」<sup>25)</sup> 台湾總督府公文類纂（第4門文書 第

22) 『台湾總督府公文類纂』、乙種永久保存、191冊-21号、pp.175-180、1897、国史館台湾文献館蔵

中京大学社会科学研究所・中華民国台湾省文献委員会 監修、『台湾總督府文書目録』第2卷、ゆまに書房、1995、p.173

23) 中京大学社会科学研究所・国史館台湾文献館 監修、『台湾總督府文書目録』第12卷、ゆまに書房、2002、p.49

24) 『台湾總督府公文類纂』、乙種永久保存、148冊-6号、pp.126-141、1897、国史館台湾文献館蔵

25) 前掲書23) p.49

日本統治時代初期台湾の第一次蘭嶼調査に関する研究（足立 崇）

6類図書 民総第628号)

4月23日

「紅頭嶼產椰子獻上」<sup>26)</sup> 台湾總督府公文類纂 (121冊-26号)

4月28日

「紅頭嶼外一島狀況復命」<sup>27)</sup> 台湾總督府公文類纂 (148冊-7号)

6月11日

「紅頭嶼外二島出張成田技師復命」<sup>28)</sup> 台湾總督府公文類纂 (211冊-56号)

第一次蘭嶼調査後、出張調査員は調査結果を復命書にまとめ提出している。ここではそうした復命書のなかからヤミの家屋に関する記述を抽出し、ヤミの家屋が調査員によってどのように見られ、理解されていたかを明らかにしたい。

先ず佐野友三郎の記した復命書を見ていただきたい。そこには、ヤミの家屋について次のように記されている。

島民ノ家屋ハ概シテ三棟ヨリ成ル其重屋トモ称スヘキモノハ平地ヲ穿ツコト八九尺其周囲ニ石垣ヲ設ケ其中央ニ平地ト殆ト水平ニ建築シタル茅葺ノ矮屋ニシテ其室内ノ結構ハ往々彫刻ヲ施シタル樟楠木ヲ以テ床壁及天井ヲ張リ四方牖戸ナク室内暗黒ニシテ物色ヲ弁スヘカラス纔ニ坐臥スルコトヲ得レトモ起立スルニ堪エス匍匐シテ出入スルノミ是島民ノ寝室ニ充用スル所ニシテ又其家具什器ヲ藏ス他ノ一棟ハ平地ニ築造シタル一種矮陋ナル二階屋ニシテ下階ハ土間ニシテ炊事場ニ充用シ二階ハ作事場ニ供スルカ如シ又他ノ一棟ハ自然木ヲ結ヒテ構造セル高サ丈余ノ建物ニシテ四壁ナク不完全ナル階梯ヲ設ケテ纔ニ昇降ニ便シタル一見、物見櫓ノ如キモノナリ概シテ以上三棟ヲ以テ一家ヲ組成スルヲ多シトスレトモ或ハ重屋ナキモノアリ或ハ物見櫓ナキモノアリテ必スシモ一様ナラス要スルニ被服ノ不完全ナルニ拘ラス食物ノ粗悪ナルニ拘ラス独リ住屋ノミ割合ニ偏進セルハ亦奇ト謂フヘキナリ<sup>29)</sup>

26)『台湾總督府公文類纂』、甲種永久保存、121冊-26号、pp.310-311、1897、国史館台湾文献館蔵

27)『台湾總督府公文類纂』、乙種永久保存、148冊-7号、pp.142-262、1897、国史館台湾文献館蔵

28)『台湾總督府公文類纂』、永久追加保存、211冊-56号、pp.226-317、1897、国史館台湾文献館蔵

29)前掲書27) pp.222-223、前掲書14) p.370

家屋が概ね三種からなることを指摘し、各家屋について説明している。最初に「重屋」と記されている家屋はヤミの主屋でバアイと呼ばれるものである。次に記されている家屋は副屋マカラン、最後に物見櫓のようなものと記されているのが涼台タガカルである。各家屋について、内部空間の様子や使い方にまで言及している。また、家屋が他の分野に比して非常に進歩したものであることを指摘している。『日本領有初期の台湾』の中で梶田明宏氏によって指摘されているように、佐野の復命書は配下の出張員である横山虎次、四倉峯雄の復命書とほぼ同じ構成に「結論」を加えたもので、表現も同じ箇所が多々見られる。梶田氏によれば「配下の出張員の報告を基にみずからの実地調査の内容を加味して、この復命書が作成されたと考えられる」<sup>30)</sup>という。家屋に関する記述も横山、四倉の復命とほぼ同じ記述になっている。参考のため横山、四倉の当該箇所を記しておく。

彼等ノ家屋ヲ見ルニ大概三棟ニ分レ其重屋トモ云フヘキモノ、構造ハ平地ヲ穿ツコト八九尺ニシテ周囲ニ石垣ヲ設ケ其中央ニ建築シタル茅葺ノ矮屋ニシテ其室内ノ構造ハ彫刻ヲ施シタル樟楠木ヲ以テ床壁及天井ヲ張リ一ノ牖戸ナク室内暗黒物色弁スヘカラス僅カニ坐臥スルヲ得レトモ起立スヘカラス匍匐シテ出入ヲナセリ此處ニハ一切ノ家具什器ヲ藏シ寢室ニ充ツ又他ノ一家屋ハ平地ニ築造シタル一種矮陋ナル二階屋ニシテ下階ハ土間ニシテ炊事場ニ使用シ二階ハ作事場ニ供用セリ又他ノ一棟ハ自然木ヲ結ヒテ構造セル高サ丈余ノ建物ニシテ四壁ナク不完全ナル階梯ヲ設ケテ僅カニ昇降ニ便シタル一見物見櫓ノ如キモノナリ普通以上ノ三棟ヲ以テ一家ヲ組織セリト雖或ハ重屋ナキモノアリ或ハ物見櫓ナキモノアリテ必シモ一様ナラス要スルニ被服ノ不完全ナルニ拘ハラス食物ノ粗野ナルニ拘ハラス独リ住屋ノ比較的偏進セルモノアルハ又一奇ト云フヘシ<sup>31)</sup>

成田安輝の復命書には、ヤミの家屋について次のように記されている。

#### 蕃人間居宅ノ距離及其位置

蕃人居宅ノ距離ハ一定セサルモ散在シテ以テ隣家ニ到ルニ半里或ハ一里アリト云フカ如キ我国深山ノ如クナラスシテ相近接シテ居住シ以テ一村落ヲ為ス各村即各社ノ位置ハ山ヲ負ヒ海ニ浜シ清水ニ富メル地ヲトシ以テ漁船ノ上下ニ便ナル地ニ於テ村落ヲ形為セリ彼等ノ家屋ハ三棟ヨリナルカ如シ第一ハ炊事及寢室ヲ兼タル一屋ニシテ茅ヲ以

30) 前掲書14) pp.376-377

31) 前掲書27) pp.175-176, 前掲書14) pp.466-467

テ之ヲ葺キ大サハ同シカラスト雖トモ長サ四五間横三四間正面長ク垂レテ殆ント地ニ達セントスル下部ヲ排シテ出入シ屋中窓ヲ設ケス從テ屋内ハ昼尚暗黒ニシテ殆ント事物ヲ弁明セス屋内ニ飾ルニ魚皮ノ乾燥セルモノ山羊角其他自製ノ器具類ヲ以テシ床ハ低ケレトモ堅牢ナル良材ヲ用ヒタリ此茅屋ハ地上ヨリ凡一間余ノ低地ニ設ケラレ底ニ排水溝ヲ設ケ便宜ノ場所ヲ撰ミ一二個ノ階段ヲ設ケ以テ上下スルノ便利ヲ計レリ第二屋ヲ物置兼仕事場ト為ス此小屋ハ第一ノモノニ比スレハ形稍々小ニシテ同ク茅ヲ以テ之ヲ葺キ床ハ地上ヨリ尠シク高ク床上ヲ仕事場ト為シ床下ヲ物置ト為ス第三屋ヲ物見台兼納涼台ト為シ其大サ大小アリテ同シカラサレトモ凡五六尺四方ノ四隅ニ四箇ノ木材ヲ立テ高サ六七尺ノ所ニ床ヲ設ケ茅葺屋根ヲ以テ其上ヲ被ヘリ之ヲ上下スルニハ自然木ニ [図]<sup>32)</sup> 様階段ヲ設ケ以テ梯子ニ代用セリ是等ノ平地ヲ被敵スルモ亦自然石ヲ活用ス第三屋ハ必スシモ毎家之ヲ所有セス其数多カラサルナリ

#### 石垣

彼等築造スル処ノ石垣ハ極メテ堅固ニシテ崩壊セシモノアルヲ見サリシナリ矣石ヲ切テ平面トナシ傾斜ヲ寛ニシ「セメント」ヲ用ヒ技師之レヲ監督シ学理ヲ応用スルモ尚且ツ崩壊ヲ免レサルコトアルニ無学ナル彼等蕃人ハ実地ニ附キ遙ニ仕事ノ確実ナル私ニ贊嘆ノ外ハナカリシ<sup>33)</sup>

まず集落が山を背に海を臨んだ地に形成され、集落内に家屋が密集して建てられていることが記されている。家屋に関しては、一つの家屋宅地が三種の家屋によって構成されていること、その一つである主屋については、内部に保管している物品、地面を掘りくぼめた敷地に設けられた排水口、石階段について記されている。副屋については、佐野や四倉、横山の復命書で一階が炊事場とされているのに対し、成田は一階が物置としている。これは炊事場が一階の入り口付近にあり、奥が物置になっていたのだと考えられる。涼台については、大小あることの断り書きがあるが、床の高さがおよそ五、六尺（約2m）とあるから、現在建てられている涼台（床の高さ約1m）より高いものであったと考えられる。また、涼台は必ず設けられているわけではなく、その数は多くなかったとあるから、伝統的家屋宅地のほとんどに設けられている現在とは様相が異なっていたと推測される。石垣についてはその頑丈さについて指摘されている。

また、別の箇所では食物を煮炊きする炉について「彼等炊事用具ハ単純ニシテ三個ノ石

32) [図] の部分には一木作りの階段断面図が挿入されている。

33) 前掲書28) pp.282-285, 前掲書14) pp.410-411

建テ之ヲ竈トシ其上ニ壺或ハ小鉢ヲ安置シ下部ニ火ヲ焚キ以テ水芋ヲ煮之ヲ常食トナス」<sup>34)</sup>と一言触れられている。家屋建設に関しては「彼等ノ家屋ヲ建築スルヤ衆人來リテ之ヲ援クルノ習慣ナリ」<sup>35)</sup>とあり、調査当時建設中の家屋があったと推察される。

復命書にはさらに成田の調査行程が記されており<sup>36)</sup>、それにより調査員たちが滞在中ヤミの船小屋や家屋に宿泊していたことが分かる。その概要を示すと、15日に一行は現在の朗島（イララライ）に上陸し、ヤミの船小屋に宿泊している。16日は椰油（ヤユ）、漁人（イラタイ）、紅頭（イモロッド）を経て、野銀（イヴァリス）を過ぎ、東清（イラヌミルク）に至りヤミの家屋に宿泊している。17日は午前8時、東清（イラヌミルク）を発ち、同10時半に朗島（イララライ）に帰着し、午後3時よりヤミの船に乗って椰油（ヤユ）に至り、ヤミの家屋に宿泊している。18日は大雨の中、朝食後椰油（ヤユ）を発ち、山を登り、午後3時半に椰油（ヤユ）に帰着。それからヤミの船に乗って午後5時朗島（イララライ）に至りヤミの船小屋に宿泊している。最終日の19日は午前9時には乗船し離島している。この行程記録を見ても、当時道路も通っていなかった蘭嶼にあって相当に強行なスケジュールであったことが分かる。

成田の復命書には蘭嶼の地理位置、形状、沿革、地形、地質、飲水、気候、道、村落名称、戸口、風俗、主要産物、鉱物、動植物、昆虫などさまざまな報告がされており、末尾に多数の絵図が附されている。絵を描くことを得意としていた成田自身によるものか不明だが、家屋や湾のスケッチ、ヤミ男性の髪型、漁具、土器、籐帽、木帽、衣服、椰子実製の水入れ、小刀、胸飾りなどさまざまなもののが実に詳細に描かれている。家屋絵図には、敷地を掘りくぼめて建てられた主屋が屋根しか見えない形で描かれ、「穴中家、寝室、食堂」と記されている。また地上には涼台が描かれ、「納涼樓」と記されている。その隣には副屋が描かれ、「物置場、仕事場」と記され、さらにその隣には椰子の木が2本描かれている。管見によればこれはヤミの家屋を描いた絵図として最初のものと思われる。ちなみに、この調査で収集した民具のいくつかは成田によって東京帝国大学理科大学に献納されている<sup>37)</sup>。

次に、他の出張員の復命書における家屋に関する記述も見ておきたい。佐野配下の出張員である稻田初太郎、藤本賢次郎、徳永和充の復命書には「生蕃ノ居住ハ殆ンド穴居ノ有様ナレハ官署ニ充ツヘキ家屋ノ如キハ一モナシ左レハ新ニ新築セサルヘカラス」<sup>38)</sup>とある。ここでは佐野の命令書中「十四 官舎ニ充ツヘキ家屋ノ有無」に関して、官舎に充てるべ

34) 前掲書28) p.286, 前掲書14) p.412

35) 前掲書28) p.288, 前掲書14) p.413

36) 前掲書28) pp.240-241, 前掲書14) pp.387-388

37) 「紅頭嶼土人現用品」, 『東京人類学会雑誌』134, 330-333, 1897

38) 前掲書27) p.182, 前掲書14) p.474

き家屋はなく、官舎が必要であれば新たに建てなければならないことが記されている。

佐野配下の出張員であった石川豊太郎による復命書には、家屋について次のように記されている。

家屋ノ構造 蕃人ノ家屋ハ海浜較々小高キ丘陵ニ沿フテ築造シ其種類ハ大抵三種ニ区分スヘシ甲ハ約十数歩ノ長方形ナル地ヲ穿チ二段乃至三段ニ石垣ヲ設ケ底ニ茅屋ヲ築ク用材ハ堅牢ナル木材ヲ用ヒ鳶蔓若クハ籐ヲ以テ結フ巾九尺乃至二間長サ約之ニ倍ス高漸ク四五尺匍匐セサレハ入ルヘカラス室内多クハ区画ナリ全体木床ヲ張リ家具數点一隅ニ排列ス乙ハ前記ノ窟上ニ建テ構造大差ナシ此家屋ノ床下ニハ更ニ穴ヲ穿チ炊事ノ處トナス丙ハ大凡方形ニシテ狭小構造層樓ニ似タリ床板ヨリ地ニ至ル概ネ數尺以上ヲ隔ツ三種ノ家屋ノ軒ニハ往々素朴ナル彫刻ヲ施スヲ見ル一行ノ解シ得サリシハ三種ノ家屋ハ合シテ一戸ヲナスモノナリヤ又各別ニ一戸ヲナスヤ或甲ハ寢所ニシテ乙ハ昼間ノ住居ニ充テ丙ハ物見ノ為メ設ケタルモノナリヤ或ハ甲ハ寒時乙ハ温暖ノ時丙ハ暑熱ノ季ニ於ケル住居ナリヤ否ニ在リ一行ノ一部ハ一夜西岸ノ蕃社（一行ハ仮リニ西陽村ト命ス）ニ於テ乙種ノ家屋ニ宿セシニ蕃人モ共ニ同家屋ニ寝臥セント言ヘハ出張當時ノ如キ温暖ノ季ニハ乙種ノ家屋ニ起臥スルモノカ姑ク疑ヲ存ス家具トシテ見ルヘキモノハ數枚ノ木盆、土製ノ鉢瓶竹笊庖丁負網其他數点ノミ<sup>39)</sup>

ここでも家屋は三種に分けられている。他の出張員の報告と異なるのは、主屋木部材の結束の仕方、副屋の炊事場が床下を穿って設置されていること、三種の家屋の軒に彫刻が施されていること、三種の家屋の使い分けなどについて記されていることである。また滞在中、「西陽村」<sup>40)</sup>においてヤミの副屋に寝泊まりしていたことが記されている。

佐野配下の出張員で民政局技手の萱場三郎は、その復命書で家屋について次のように記している。

家屋ハ一家族ニシテ必ス二軒ノ家屋ヲ有ス余裕アルモノハ三軒ヲ有ス其一軒ハ巾三間長四間許ノ穴六尺許ヲ穿チ之ニ間口三間奥行二間許ノ茅葺ノ家ヲ建テ其屋根ハ殆ト地

39) 前掲書27) pp.195-196, 前掲書14) pp.485-486

40) 「西陽村」は現在の椰油（ヤユ）を指す。本調査時に菊地探検隊長によって集落の日本語名が便宜上つけられた。現在の集落と対応させると、朗島（イララライ）は「菊地村」、東清（イラヌミルク）は「清水村」、野銀（イヴァリヌ）は「東丘村」、椰油（ヤユ）は「西陽村」、漁人（イラタイ）は「南根村」、紅頭（イモロッド）は「佐野村」と名づけている。「佐野村」は「佐野友三郎」の名からきていると考えられる。

平線ト平行ナラシム其内部ハ板ニテ造作シ炊事場物置アリ而シテ山羊ノ角髑骨剥製魚木製魚等ヲ懸吊シテ裝飾トナス其他家ニヨリテハ彫刻セルアリ一種幣束様ノ飾物ヲ作り居ルアリ此家屋ハ炊事食事起臥等ノ用ニ供ス之レヨリ石段ヲ作りテ地平線上ニ建テ間口一間半奥行二間半ノ家屋ニシテ二階造ナリ下ハ物置ニシテ二階ハ仕事場ニ供ス之レヨリ少シ離レテ櫓形ノモノアリ之モ亦仕事場或ハ納涼場ニ供スルカ如シ此ノ如ク各種ノ家屋ヲ有スルハ蕃人ハ一体衣服ヲ用ユル甚タ稀ナルカタメ四季時候ノ変化ハ衣服ニ依テ取ルニアラスシテ家屋ニ依テ取ルカ如シ冬季寒キ時ハ地平線下ノ家ニ住シ且夜中ハ寒キヲ以テ之ニ起臥スルナリ地平線上ノ家屋ハ夏季炎熱ノ際用ヒ又日中温暖ノ時仕事場ニ供スルナリ櫓様ノ家屋ハ炎暑甚タシキノ時風ヲ得ルカタメ高ク構造シタルモノナリ<sup>41)</sup>

ここでも家屋が三種に分けられ、それぞれの構成や使い方について説明している。これら三種の使い分けについては、ヤミの人々が衣服をあまり用いないかわりに気候の変化に合わせて家屋の使い分けをしていると指摘している。また、復命書の別の箇所で主屋内部の炊事場について次のように記している。

魚類ハ惣テ腹部及背部ヨリニツニ割リ横ニ一寸置位ニ切り目ヲ付ケ乾燥ニ迅速ナラシム数日日乾シテ後屋内ノ屋根ニ吊シ置ク家屋ハ恰モ注文的ノ燻屋ナルヲ以テ炊事ノ際煙ノ為メ自然ノ燻製ヲナシ以テ充分ナル貯蔵ノ効果ヲ奏スルモノナリ  
夜光貝モ亦其肉ヲ長サ五寸巾五分許ニ切り日乾シテ後屋内ニ吊シ置ク故ニ自然ノ燻製トナリ居レリ<sup>42)</sup>

「後屋内」すなわち主屋の内奥に、魚や夜光貝を吊し燻製する場所が設けられていたことが記されている。この調査が行われたのは3月中頃であるから、ヤミの飛魚漁の時期にあたる。ヤミの人々にとって飛魚は、海の彼方の天界から毎年やってくる魚と信じられており、特別な魚である。主屋の内奥には飛魚漁期に飛魚を調理する特別の炉が設けられているが、ここで主屋の内奥に吊し燻製にされていた魚も飛魚であったと考えられる。

以上、第一次蘭嶼調査の復命書における家屋に関する記述を見てきた。本調査はわずか4日間の調査、しかも通訳もままならない中で行われた調査である。また、調査事項も先に見たように膨大であり、家屋に関する調査はそのごく一部であった。しかし、そうした

41) 前掲書27) pp.239-240, 前掲書14) p.512

42) 前掲書27) pp.247-248, 前掲書14) p.518

多くの制約のなか行われた調査とは思えないほど、現代の目から見ても建築に関して要点を押さえた調査となっている。当時の調査員たちの調査能力の高さが窺える。これらは当時の家屋の様相を知る上で貴重な調査記録であり、今後さらなる分析が必要である。

## 5. 佐野友三郎と成田安輝のその後

佐野は調査後の復命書で次のように記している。

島民ハ温順ニシテ絶エテ鬪争殺戮ヲ事トスルコトナク各部落ノ関係極メテ親密ナルカ  
故ニ内部ヨリ論スルトキハ急ニ著手セサルヘカラサル事業多キ今日ニ於テ俄ニ行政序  
ヲ置キテ島民ヲ保護セサルモ彼等ハ掌大ノ小天地ニ安堵シテ平和ニ生活スルコトヲ得  
ヘシト雖外ニ対シテ之ヲ云ヘハ一千人内外ノ新附ノ臣民ヲ永ク治外ニ放置スルハ決シ  
テ帝国ノ威信ニ関スルコトナシト云フヘカラス然レトモ之ヲ恒春若ハ台東ノ管轄ニ属  
セシムルトセンニ航路険惡ナルカ故ニ一朝事アルニ際シテ隨時往復ニ便ナラス故ニ一  
種ノ撫墾署ヲ置キ下級行政權司法權ヲ行使セシメ蕃民ヲ撫育スルノ傍、山林、漁業、  
礦業、農業等ノ調査ニ從事セシメハ蕃民ヲシテ順良勤勉ナル帝国臣民タラシムルト同  
時ニ移住ノ計画ニ便ヲ与フヘキカ故ニ對外ノ点ヨリ云フモ自ラ処スル点ヨリ云フモ最  
モ策ノ得タルモノニアラサルヘキ歟<sup>43)</sup>

佐野の目にはヤミの人々が温順で鬪争殺戮を好まない、小島に安住する人々と映ったようである。撫墾署を置き、ヤミの人々を撫育しつつ調査に従事させることで従順勤勉な国民にしていくことを勧めている。

その年の11月、佐野は総務部文書課長を経て台湾總督府秘書官となり、翌1898年に台湾県弁務署長、1899年に臨時台湾土地調査局事務官を兼任し、6月休職、11月には日本本土に帰っている。佐野が日本における公共図書館の礎を築いた人物として、後世に名を残す仕事をするのはそれから後のことである。蘭嶼調査とは話がずれるが、初期蘭嶼調査にかかわった人物がどのような人物であったかを知る上で、佐野のその後に触れておきたい。

日本に帰った翌年の1900年、佐野は当時秋田県知事であった友人武田千代三郎の招聘により秋田図書館長となり、さっそくその手腕を発揮している。ここでの成果は日本ではじめて「巡回文庫」を実施したことや、秋田の郷土資料を熱心に収集したことなどである。1902年に、武田は秋田県知事から山口県知事に転任するが、そこでも県立図書館を創設す

43) 前掲書27) p.226, 前掲書14) pp.372-373

る必要に迫られ、翌年佐野を山口県立図書館館長として再び招くことになる。山口県立図書館館長となった佐野は米国の図書館事情や自らのアイデアをもとに、多くの先進的な試みを行った。その主なものが「巡回文庫の実施」、「図書館設置普及運動」、「郷土資料の収集」、「公開書架の実施」、「児童閲覧室の設備」、「夜間開館制」、「十進分類法の採用」、「著者記号法の創案」、「師範学校教程に図書館学科を設置することの働きかけ」である。佐野は「寒村僻邑に居る者も容易に図書に接近することを得、団体にも個人にも鼓吹と教訓と娯楽とを供し到る所に読書趣味を喚起して、単に直接読衆に一時の利沢を与ふるに止まらず他日、不動産図書館設立の基礎を作るものは巡回書庫なるへし」<sup>44)</sup>との考え方から、秋田県でも行っていた「巡回文庫」を山口県でも推進した。その結果「巡回文庫といへば殆ど山口の専売」<sup>45)</sup>と思われるまでになっていた。また「図書館設置普及運動」によって、山口県の公私立図書館の数は急増し、大正8年には157館となり全国で一位になっている。「公開書架」については、「単に目録のみに頼りて図書を利用せんとする者は、公開書架につきて、親しく図書自体に接触する者に比すれば、三分の一の利益を得ること能わず」<sup>46)</sup>と考え、ひろく利用者に直接本と接する機会を与えようとした。また当時主流であった帝国図書館式八門分類法に対し「十進分類法の採用」によって書架の整理をしやすくしている。これは現在でも標準分類として使われている。こうした試みのほとんどが全国に先駆けて山口県立図書館で開始されたものであり、図書館のなんたるかもさほど理解されていなかった当時にあって、きわめて革新的なことであったと想像される。山口県立図書館が当時「日本に於ける図書館界のメッカ或はパレスチナなどと呼ばれ、図書館経営者が一度は必ず訪れる所といわれていた」<sup>47)</sup>というのも頷ける。佐野の図書館経営に貢献しているのは、利用者に奉仕するための図書館という姿勢であった。しかし、1920年これらの革新的な仕事を猛進した佐野は、突然自死してこの世を去る。享年57才、辞世の句は「なにごともいはで散りけり梨の花」であった。

成田安輝は後に、総督乃木希典に対し「紅頭嶼民撫育に関する意見」を提出している。『理蕃誌稿』には日付が1899年（明治32年）1月とあるが、乃木の総督在職期間は1896年10月から1898年2月までであるから、おそらく1898（明治31年）1月の誤りであろう。その内容は、「樸直従順我が国民ニ好意ヲ表ス此可憐ノ民」<sup>48)</sup>であるヤミの人々に対し、何

44) 前掲書19) p.126

45) 田村盛一、『初代館長佐野友三郎の業績』、山口県立山口図書館、1943、p.10  
(山口県立山口図書館協会により1983年復刻)

46) 前掲書19) p.107

47) 前掲書45) p.1

48) 前掲書 5 ) p.256

もせずそのままにしておくよりは、学校を設立し教育することを勧めたものである。教育によって、意識を変革し既知の製陶、織物、彫刻類を改良させ、椰子樹の栽培、魚介類の捕獲を奨励することで、日本国民として生産的な民にすべきというものである。こうした提案は時期尚早として見送られ、学校設立は、それから25年後の1923年（大正2年）紅頭嶼甲種蕃童教育所の開設を待つことになる。

この意見書の書き出しには「曩に命を奉じ紅頭嶼に渡航すること前後二回（中略）後疾病の故を以て官を辞し今や清國巴蜀の地に淹留するも紅頭嶼の事念頭に懸かるものあり遙に鄙懐を陳述し参考に供す」とあり、当時成田が中國大陸の四川省にいたことが分かる。意見書では隠されているが、成田はこのとき外務省から密命を受け、中国へ渡って重慶に滞在しチベット（西藏）へ入る準備を進めていた。蘭嶼調査後、成田安輝もまた別の地で新たな仕事に身を投じていたのである。成田のチベット行きの経緯については、木村肥佐生によって詳しくまとめられているが<sup>49)</sup>、蘭嶼調査後の成田の活動として簡単に紹介しておきたい。

成田のチベット行きに関する資料で最も早いものは、1897年12月12日に起草された外務省による成田チベット入りに対する機密金支出の決定文書である。そこには「西藏探検の為渡航せしむるに付ては先以て重慶に於て十二ヶ月間留学の上満五カ年（出発の日より帰朝の日まで）を期し目的地へ赴かしむべく之に要する一切の費用は機密金より支出を要す」<sup>50)</sup>とあり、チベット入りのため、準備期間も含めて5年を要すると見込まれていたことが分かる。チベットでは1876年イギリスと清との間に英清芝罘（チーフー）条約が結ばれ、イギリスがチベットへの入国権を主張していた。チベットは、これを拒否しつづけていたが、その後1898年ダライ・ラマ十三世がロシアに特使を派遣するなどし、ロシアとチベットが急接近するようになり、チベットをめぐって清、イギリス、ロシアの三国が牽制しあうよ

49) 木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯-上-外交資料に見る東チベット経由入藏挫折記」、『アジア研究所紀要』8, 33-87, 亜細亜大学, 1981

木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯-中-外交資料に見る東チベット経由入藏挫折記」、『アジア研究所紀要』9, 139-192, 亜細亜大学, 1982

木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯-下-外交資料に見る東チベット経由入藏挫折記」、『アジア研究所紀要』10, 183-238, 亜細亜大学, 1983

木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯 資料編」、『アジア研究所紀要』13, 21-53, 亜細亜大学, 1986

木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯 資料編2」、『アジア研究所紀要』14, 195-230, 亜細亜大学, 1987

50) 木村肥佐生、「成田安輝西藏探検行経緯-上-外交資料に見る東チベット経由入藏挫折記」、『アジア研究所紀要』8, 33-87, 亜細亜大学, 1981, p.41

うになっていた。当時日本にとってもチベットは無視できない国になっていたのである。成田が外務省から機密金を受け、チベットに潜入する情報員として活動するようになつたのは、こうした國際情勢が背景にあった。ちなみに、この頃チベット入りをしようとした日本人が他にもいた。河口慧海、寺本婉雅、能海寛ら僧侶である。彼等の目的は中国で漢文訳された大蔵経よりも仏教原典に近いとされる古代チベット語で書かれた大蔵経を得ようという宗教的な目的であった。目的は違えど成田は彼らの行動についても認知していた。成田は当初四川からのチベット入りをめざしていたが、その後このルートの困難さを察知してインドからのチベット入りをめざすようになった。そして1901年12月、河口慧海に次いで日本人として二人目のラサ入りを果たしたのである。ラサでの滞在は18日間であったが、そこでどのような情報活動が行われたかは不明である。その後も成田は活発に行動し、1904年日露戦争が勃発したときは特別任務をおびてゴビ砂漠を越え外蒙古の庫倫（ウランバートル）に行き、続いて東亜義勇軍馬隊に属して前線で活動した。日露戦争終結後は鴨緑江採木公司の委嘱を受けて東辺道の木材事情を調査し、1907年には安東に居住しつつ、朝鮮平安道朔所において金鉱を経営、1915年奉天において病死している。享年51歳。

## 6. 結

台湾統治初期、日本が蘭嶼ヤミの人々を近代国家にどのように組み込もうとしていたか、またその居住環境はどのようなものであったかを見た。冒険心たくましく蘭嶼行きの計画を練り、南洋貿易の夢を実現させようとしていた依岡省三、第一次蘭嶼調査の統督として陣頭指揮をとり、その後日本における公共図書館の礎を築いた佐野友三郎、同じく第一次調査に技師として同行し、その後密命を帯びて日本人として二人目のラサ行きを敢行し、中国大陆でも活発に活動した成田安輝、彼らの生涯は西洋列強に追いつこうと、猛スピードで近代化を押し進めていた明治日本の姿がそのまま体現されているように思える。そして、それと対照的に島内の閉じた環境で、ゆったりと流れる時間の中、独自の文化を育んでいた蘭嶼ヤミの人々。両者の空間、時間が交わったことで、この後、蘭嶼も少しづつ國際状況の影響を受けることになるのである。

次稿では、1903年に蘭嶼近海で起こった米国船沈没事件など、外部世界との衝突をとおして、ヤミの人々がどのように國際状況に巻き込まれ、生活空間が変容していったかを明らかにしていきたい。

日本統治時代初期台湾の第一次蘭嶼調査に関する研究（足立 崇）

**参考文献**（注に記載している文献を除く）

- 江本嘉伸, 『西藏漂白(上)』, 山と渓谷社, 1993  
江本嘉伸, 『西藏漂白(下)』, 山と渓谷社, 1994  
田村昌, 『南進のさきがけ』, 日沙商会, 1936  
成田安輝, 「進蔵日誌(上)」, 『山岳』65, 1-56, 日本山岳会, 1970  
成田安輝, 「進蔵日誌(上)」, 『山岳』66, 1-37, 日本山岳会, 1971